

平成25年10月23日
環境生活部
(男女共同参画・NPO課)

男女共同参画の推進に関する提言について

三重県男女共同参画審議会が、下記のとおり、男女共同参画の推進に関する提言を知事に行いました。

記

1 提言の日程等

日時：平成25年10月1日（火）16：15～16：45

出席者：佐伯富樹会長、川口節子副会長をはじめ、委員20名中14名が出席

2 提言・評価の実施根拠等

三重県男女共同参画推進条例 第13条

2 審議会は、次に掲げる事務を行う

三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

3 提言書の構成と主な内容

(1) 男女共同参画の推進に関する提言（3項目）

従来は評価項目それぞれについて提言を行っていましたが、今回は評価結果をもとに、社会情勢の変化等を踏まえ、この2年間で重点的に実施すべき3項目に絞って、提言を行いました。（以下、①～③は提言書から抜粋）

① 女性の活躍による経済の活性化

少子高齢・人口減少社会の中で、三重県の経済を活性化し、県内企業が持続的に成長していくために、企業等に対して女性の活躍促進に取り組むよう働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様な就労形態の導入等の取組を支援していかなければならない。

また、こうした環境整備とともに、自立した個人として社会で活躍する自らの姿をイメージすることができるキャリア教育が求められている。

② 安心して産み育てられる環境の整備

女性が安心して妊娠・出産できる環境が整備されるとともに、女性も男性も働き続けながら子どもを育てられる環境も整備されなければならない。こうした男女共同参画を進める取組は少子化対策としても必要なものであり、早急に進めなければならない。

③ 女性の参画による防災力・地域力の向上

東日本大震災における避難時の対応や避難所運営などで、防災における女性の参画の必要性が改めて認識されている。防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映が急務である。

また、防災の取組をきっかけとして地域における男女共同参画の取組が拡がることが期待される。

(2) 第2次三重県男女共同参画基本計画における基本施策別の評価（47項目）

平成23年度以降の3か年に、延べ80所属から男女共同参画施策の実施状況について聴き取り調査を実施し、評価を行ってきました。

提言にあたり、主要な項目に絞って、評価としてとりまとめました。

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ・ 県・市町における審議会等委員への女性の登用について 等5項目

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ・ 情報発信の工夫と強化について 等6項目

III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進について 等8項目

III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・ 女性農業委員の登用について 等5項目

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・ 防災分野における男女共同参画の取組について 等9項目

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

- ・ 女性が安心して妊娠、出産できる医療体制の整備について 等4項目

V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

- ・ デートDV（若年層における交際相手からの暴力）について 等7項目

計画の推進

- ・ 市町に対する働きかけについて 等3項目

4 今後の予定

提言と評価を受けて、各部局と協議して取組方針を策定し、県議会2月定例会月会議常任委員会で報告する予定です。